

丹波中学校「いじめ防止基本方針」

丹波山村立丹波中学校

平成31年4月1日

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめ問題は、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校のみならず家庭や地域と連携し、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、「いじめのない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをという。』（いじめ防止対策推進法2条）

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組んでいく。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許さない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な様態がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2. いじめ対策の組織

「いじめ」への組織的な取組を推進するために、「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

<構成員>

校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・各担任・スクールカウンセラー

<役割>

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成を行う。
 - ・いじめの相談・通報の窓口となる。
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。
 - ・いじめを察知した場合には，情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ※学校基本方針の策定や見直し，学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，PDCA サイクルで検証を行う。

<開催>

- ・学期1回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<その他>

- ・学校評価において，いじめ問題への取組等について適正に自己評価を行うとともに，その結果を保護者・教育委員会・学校評議委員会等に報告する。
- ・教職員向け手引き書を活用し，いじめ防止等に関する研修を行う。

3. いじめの防止等のための対策

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ，未然防止に向け生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また，生徒自らがいじめを自分たちの課題として考え，主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

(1) 基本施策

①いじめの未然防止

- ・いじめが行われず，全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，きめ細やかに学級づくり，人間関係づくりを進める。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交渉能力の素地を養うため，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りつつ，いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため，在籍する生徒に対する「困りごと調査」を年3回実施する。
- ・調査実施後，担任との面談を実施する。
- ・普段の何気ない表情の変化，生活ノートや連絡帳，作文，身体測定時の観察等を意識して行

う。

・生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう教職員が普段から信頼関係の構築に努めるとともに、スクールカウンセラーの活用など相談体制の整備を行う。

③いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

・いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付け実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように必要な啓発活動として外部講師を招き、学習会等を行う。

4 いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(1) いじめに対する措置

①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた児童等が安心して教育をうけられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。

④いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(2) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を、丹波山村教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5 いじめ防止指導計画（別表）